

平成27年度から変更する福祉課の主な事業について

インフルエンザ予防接種助成の対象範囲が広がります。

インフルエンザ予防接種助成の対象者に任意継続組合員及びその被扶養者(以下「任継組合員等」といいます。)が加わります。

なお、任継組合員等の助成金額及び請求手続き等については、次のとおりとなります。

①助成金額

1人1,000円とし、1年度内1回を限度に助成します。

ただし、インフルエンザ予防接種費用が1,000円未満の場合は助成対象外とします。

②請求手続き

接種年月日・接種者氏名・自己負担額・予防接種の種類が明記された医療機関発行の領収書(原本)又は当該医療機関の証明を受け、インフルエンザ予防接種助成金請求書に必要事項を記入のうえ、直接共済組合に提出してください。

また、助成金額については、退職後の指定金融機関に送金します。(毎月15日締め切り、翌月末送金予定)

※在職中の組合員及びその被扶養者の請求手続きについては、従来どおりです。

③インフルエンザ予防接種助成金請求書

本組合ホームページ(<http://www.saitama-ctv-kyosai.net>)からダウンロードするか又は福祉課までご連絡ください。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305